



令和5年度 第1回在宅医療推進協議会訪問看護部会



神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ

令和5年6月13日

1 議題

- (2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について
 - a. 特定行為研修修了者の状況
 - b. 特定行為研修修了者の就業者の状況
 - c. 特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

a. 特定行為研修修了者の状況（全国と本県/訪問看護ステーション）

全国の特定行為研修修了者数は4393人であり、神奈川県は336人である

特定行為研修修了者数	人数
全国	4393 ^{※1}
神奈川県	336 ^{※2}

※1:令和3年厚生労働省 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業2021年度 特定行為研修シンポジウム(令和3年9月)より医療課作成

※2:令和2年度医療従事者届より医療課作成

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について
b. 特定行為研修修了者の就業者の状況（本県/訪問看護ステーション）

就業先は病院が217人で最も多く、保健所、都道府県又は市区町村が1人で最も少ない

訪問看護ステーションに就業している特定行為研修修了者は、18人である

就業先_施設種別	人数
病院	217
診療所	50
訪問看護ステーション	18
介護保険施設等	35
社会福祉施設	9
保健所、都道府県又は市区町村	1
事業所	3
その他	3
合計	336

※令和2年度医療従事者届より医療課作成

特定行為研修に係る目標値の考え方

第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- ア 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- イ 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- ウ 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- エ 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100
うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40
40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40
箇所×1名=40名以上

2

新興感染症等の有事に対応可能な就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35
救命救急入院料を算定する病棟数：15
上記の各病棟に最低2名以上の配置：
2名×50=100名以上

3

医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出
（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
・高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
・外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数） 等

①～③の合計+α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について
 c. 特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

ア. 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーション数244、常勤看護職員数5人以上の訪問看護ステーション227、機能強化型取得訪問看護ステーションは70であった

令和4年12月5日
 第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会
 看護師特定行為・研修部会
 資料 2

1 在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- ア 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- イ 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- ウ 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- エ 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等

神奈川県 の 状況

訪問看護ステーション(事業所)数

常勤換算看護職員数5人以上の訪問看護ステーション数	244 (*1)
常勤看護職員数5人以上の訪問看護ステーション数	227 (*1)
機能強化型取得訪問看護ステーション数	70 (*2)

(*1) 令和3年度神奈川県看護職員就業実態調査より医療課作成
 (*2) 厚生局届出受理指定訪問看護事業所名簿(令和5年4月1日現在)より医療課作成

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について
 c. 特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

イ. “地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出” は、神奈川県就業実態調査結果より、事業所に特定行為研修の受講修了者、もしくは受講予定の方がいない理由は、「時間的余裕がない436」、「経済的余裕がない153」であった

令和4年12月5日	資料2
第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- ア 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- イ 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出**
- ウ 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- エ 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等

神奈川県の状況

事業所に特定行為研修の受講修了者、受講中の方もしくは受講予定の方がいない理由

訪問看護ステーション(事業所)数 (複数回答可)

時間的余裕がない	436
経済的余裕がない	153

令和3年度神奈川県看護職員就業実態調査より医療課作成

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

c. 特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

ウ. “在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数” は現在の調査項目に該当していないため特定できていない

令和4年12月5日	資料 2
第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- ア 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- イ 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- ウ 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- エ 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等

神奈川県の場合

現在は調査項目に該当していないため特定できていない

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について
 c. 特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

エ. “療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数” は、介護老人保健施設185、特別養護老人ホーム427である

令和4年12月5日	資料 2
第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- ア 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- イ 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- ウ 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- エ 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等**

神奈川県の場合

訪問看護ステーション(事業所)数

介護老人保健施設	185
特別養護老人ホーム	427

令和3年度神奈川県看護職員就業実態調査より医療課作成

(2) 在宅・慢性期領域による特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

c. 特定行為研修修了者の就業者数の目標値について

本県の考え

- a. 令和4年度訪問看護ステーション実態調査結果より、常勤看護職員数5人以上の訪問看護ステーションは、経営の安定化と看護の質の向上に繋がる可能性があると考えます。(資料3)
- b. 機能強化型取得の訪問看護ステーションは**70**であり、このうち看護職員数5人以上は94%である。(資料10)
- c. 訪問看護ステーションのうち常勤換算看護職員数5人以上は**244**、常勤看護職員数5人以上は227である(ア)
- d. 訪問看護ステーションの特定行為研修修了者の就業者数は**18**人である。(資料4)

以上より、長期的には看護職員数5人以上の規模の訪問看護ステーション**244**に特定行為研修修了者を各1名配置することが望ましいと考える。一方、現在、本県の訪問看護ステーションの特定行為研修修了者の就業者数は**18**人である。このため、短期的には重症度の高い児、者やターミナル期にある方など多様な背景の利用者を在宅で受け入れることが可能となる機能強化型訪問看護ステーションに特定行為研修修了者を各1名配置することを優先したい。



第8次保健医療計画の在宅・慢性期領域 特定行為研修修了者の就業者数の短期的目標値を「ア」のうち機能強化型訪問看護ステーション数である「**70**」としたい。なお、実績の評価は、機能強化型の取得の有無によらず、訪問看護ステーション全体から数値目標の達成度を評価したい。